

1 丁			法 務 省		
年	月	日	事	項	庁 名
出生地	現住所	本籍	氏 名	出生年月日	旧氏名
三七	三		中央大学法学部卒業	かいなか たつ お	
三八	九	二八	司法試験第二次試験合格	甲斐中 辰 夫	司法試験管理委員会
三九	四	一	司法修習生を命ずる		最高裁判所
四一	四	七	司法修習生の修習終了		
〃	〃	八	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する		法 務 省
四二	三	二五	宮崎地方検察庁検事に配置換する		〃
四四	一	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる		最高検 察 庁
〃	一	九	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる		〃
〃	〃	二七	東京地方検察庁検事に配置換する		〃
四六	二	二七	千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる		東京高等検察庁
〃	三	二〇	千葉地方検察庁検察官事務取扱を免ずる		〃

2 丁

法 務 省

			年	月	日	事 項	庁 名
〃	〃	五二	昭和四六	七	二八	千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
六	五	三	〃	八	一七	千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	〃
五	一二	二五	〃	三	一	長野地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	〃
						事務取扱の期間は昭和四七年三月二二日までとする	〃
						岡山地方検察庁検事に配置換する	法 務 省
						水戸地方検察庁検事に配置換する	〃
						東京地方検察庁検事に配置換する	
						千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	
						千葉地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	

甲斐中 辰 夫

4 丁		法 務 省													
年	月	日	事 項												
平成	四	五	最高検察庁検事に配置換する	法	務	省	最高検察庁	検	事	に	配	置	換	す	る
一	二	一	金沢地方検察庁検事正に配置換する	法	務	省	金	沢	地	方	検	察	庁	検	事
九	一	一	名古屋高等検察庁検事に併任する	法	務	省	名	古	屋	高	等	検	察	庁	検
〇	二	二	名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる	法	務	省	名	古	屋	高	等	検	察	庁	金
九	一	一	名古屋高等検察庁金沢支部長を命ずる	法	務	省	名	古	屋	高	等	検	察	庁	金
〇	二	二	東京地方検察庁検事に配置換する	法	務	省	東	京	地	方	検	察	庁	検	事
〇	二	二	東京地方検察庁次席検事を命ずる	法	務	省	東	京	地	方	検	察	庁	次	席
七	一	一	名古屋高等検察庁検事の併任を解除する	法	務	省	名	古	屋	高	等	検	察	庁	検
七	一	二	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法	務	省	法	制	審	議	会	刑	事	法	部
八	一	〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	最	高	裁	判	所	刑	事	規	則	制	定	諮
七	一	〇	東京高等検察庁検事に配置換する	東	京	高	等	検	察	庁	検	事	に	配	置
八	一	三	東京高等検察庁次席検事を命ずる	東	京	高	等	検	察	庁	次	席	検	事	を
〇	一	七	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法	務	省	法	制	審	議	会	刑	事	法	部
九	一	七	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	最	高	裁	判	所	刑	事	規	則	制	定	諮
〇	二	二	横浜地方検察庁検事正に配置換する	法	務	省	横	浜	地	方	検	察	庁	検	事
〇	二	二	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最	高	裁	判	所	刑	事	規	則	制	定	諮
〇	三	四	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	法	務	省	法	制	審	議	会	刑	事	法	部
〇	三	八	最高検察庁検事に配置換する	最	高	検	察	庁	検	事	に	配	置	換	す
〇	三	八	最高検察庁検事に配置換する	最	高	検	察	庁	検	事	に	配	置	換	す

甲斐中辰夫

5 丁										法 務 省				年	月	日	事 項	庁 名
										〃	一一	一一	平成一〇				最高検察庁刑事部長を命ずる	法 務 省
										〃	一一	四	七				検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法 務 省
										〃	二七	二六	二九				併任の期間は平成一〇年一月三十一日までとする	〃
																	東京地方検察庁検事正に配置換する	〃
																	検事長に任命する	〃
																	一級に叙する	内 閣
																	高松高等検察庁検事長に補する	法 務 省

甲斐中辰夫